

2019年社会保障の拡充を求める要望書の回答

1 だれもが安心して医療を受けられるために

1 社会保障としての国民健康保険を住民本位に運営してください。

(1) 高すぎる保険税を引き下げて、所得に応じて払える保険税にしてください。

国保税が高すぎて納められないは実態があります。医療機関を利用できずに病気が悪化する事につながり、手遅れで亡くなる事態も起きています。滞納をふせぐためにも所得に応じて払える保険税水準に保険税率を見直す必要があると考えます。

① 応能負担を原則とする保険税率に改めてください。

【回答】

平成30年度の制度改正により、市町村は県に対して国保事業費納付金を納付し、県は市町村に対して保険給付に要する費用を国保保険給付費等交付金として交付することになりました。

この事業費納付金の納付額につきましては、所得水準や医療費水準を考慮し、国が定める基準にしたがって県が各市町村の納付額を決定するものです。

市町村は県から示される納付金を充足するだけの額を国民健康保険税で賄うことが原則で、その保険税の標準基礎課税総額は 応能割・応益割で構成されております。

今後、一人あたりの医療費は伸びていくとの想定がされる一方、被保険者数の減少が見込まれるなど、今後も国保財政は厳しい運営を余儀なくされることが予想されております。

そのため、応能割のみでは十分な財源の確保は困難であり、受益に対する応分の御負担をいただくことはやむを得ないものと考えております。

なお、所得が一定額以下の世帯に対しましては、その所得の状況に応じて、均等割額の7割、5割または2割が軽減されており、令和元年度においては5割及び2割軽減の対象が拡大されております。

②子どもの均等割負担を廃止してください。

【回答】

国民健康保険税の均等割額は国民健康保険の加入者一人ひとりに均等にかかるものであり、被保険者である子どもの分も国民健康保険税に算定されます。

なお、世帯の総所得金額等が一定以下の世帯については、法定軽減により保険税の負担軽減を図っております。子育て支援の拡充はあらゆる分野で政策として検討されておりますが、国保の事業に要する費用は、被保険者の保険税によって賄われるべきことから、子どもに係る均等割の廃止については、難しいものと考えられます。引き続き、国の制度改正の動向や近隣の状況を注視してまいりたいと考えております。

③一般会計からの法定外繰入を増額してください。

【回答】

昨年度、国保税の税率改正を行いました。県の示す標準保険税率で設定いたします

と、大幅に増額した税負担となることが見込まれたことから、国保の基金を投入し、税負担の上昇を極力抑制した税率を設定いたしました。

今般の制度改正による財政上の目的は、赤字補てんを目的とした一般会計からの法定外繰入を段階的に削減し、国保財政の健全化を図ることにございます。

国民健康保険税は、国民健康保険の財源にのみ充てる目的税でございますので、国保加入者の皆様に負担いただくことが原則となるものでございます。

一方で、一人あたりの医療費は今後も伸びていくとの想定がされるなかでの被保険者数の減少など、今後も国保財政は厳しい運営を余儀なくされることが予想されます。このようなことから、国や県の動向を踏まえ、適正かつ公平な負担となるよう慎重に検討してまいります。

なお、平成30年度から国保の財政運営の基本主体が都道府県となった際に大幅な公費の拡充が行われました。

しかしながら、国保事業の安定運営のためには、国費のさらなる投入は必要であると考えます。今後も機会を捉えて引き続き県を通じて国に要望してまいります。

(2) 国保税の減免(国保法 77 条)制度の拡充を行なってください。

この間の国保税の申請減免件数が増加してきましたが、昨年アンケート結果では滞納世帯数が全県で 19 万 7 千世帯に対して申請減免実施は約 5 千世帯の実施であり約 2.5% です。減免制度を十分に機能させる事が重要であると考えます。

①保険税申請減免の基準を生保基準 1.5 倍に設定するなど、制度を拡充してください。

【回答】

生活が著しく困難となり、一部負担金の支払いが困難であると判断するための基準を生活保護基準としております。

また、法定による軽減割合については、所得の状況に応じ、7割・5割・2割の軽減を採用しており、令和元年度においても5割及び2割軽減の対象が拡大されております。今後も被保険者個々の生活状況を十分に伺い、生活保護等の他の法律の制度利用なども踏まえて対応してまいります。

②災害時の減免基準を拡充してください。

【回答】

現行の減免基準を超えた制度の拡充については予定しておりません。

今後も拡充をした場合に国が国保税の減免額を補てんするよう機会を捉えて要望してまいります。

(3) 窓口負担の軽減制度(国保法 44 条)の拡充を行なってください。

経済的理由により病気であるにも関わらず診療のためらい、手遅れになる事態を避けるようにすることは、住民のいのちを守る重要な課題であると考えます。

①国保法 44 条による減免は、生保基準の 1.5 倍に設定するなど、制度の拡充を行なってください。

【回答】

平成 29 年度に一部負担金の減免の要綱を整備しております。

災害などの特別の理由がある場合に限り、減免等は認められると考えているところで

す。このことから、制度の拡充については予定しておりません。

しかしながら、窓口で相談があった場合には、被保険者の個々の事情を十分に伺い、生活保護等の他の制度の利用も踏まえて対応してまいります。

②申請減免の制度が利用しやすいように、簡便な申請書に改めてください。

【回答】

一部負担金の減免等の必要性を審査するための収入状況等を記入するものでございますが、簡便な申請書につきましては、先進事例を研究してまいります。

(4) 住民に寄り添った国保税の徴収を行なってください。

地域経済の低迷や税制改正の影響など中小企業や自営業者、農林業などの経営環境が悪化し、国保税などの納税が遅れる状況を引き起こしています。このような時に、滞納処分や保険証の取り上げは受療権を奪うことにつながります。生活につまずいた場合であっても、あらゆる社会資源や施策を行なう事で、生活を支援し、再び納税者になれることを住民は望んでいます。地域住民と行政の信頼関係を築く対応が重要と考えます。

①滞納する生活困窮者に生活支援する部署と連携し、住民に寄り添った対応を行なってください。

【回答】

滞納となっている方々においては、面談等により滞納原因や生活実態、就業状況や所有財産などの状況を把握し、それぞれの実情に合わせて納付計画を立て、実行するようお願いしております。その中で、生活保護、生活改善等の担当部署等への案内もしております。

②滞納処分にあっては、差押え禁止のルールを守り、最低生活費は保障してください。

【回答】

差押え等滞納処分に関しましては、地方税法の規定に基づき、生活を著しく窮迫させる恐れがないよう行っております。

(5) 受療権を守るために正規保険証を全員に発行してください。

2018年のアンケートでは資格証明書が1,000世帯以上に発行され、保険証の窓口留置は4,000世帯以上もありました。保険税の納付の有無に関係なく、国保加入者全員に保険証は交付しなければ、医療機関を利用できない住民が発生します。住民の健康権が侵害されることがあってはならないと考えます。

①すべての被保険者に正規の保険証を郵送すること。

【回答】

短期保険証の有効期間は6か月となっておりますが、通常の保険証と同様に使用できません。

②窓口留置は行なわないでください。

【回答】

郵送しております。

③資格証明書は発行しないでください。

【回答】

当市では資格証明書の交付は実施しておりません。

(6) 住民参加の国保運営を行なってください。

国保運営協議会の委員を公募する自治体が増えています。国保運営は、一般財源からの繰入れを行うことから住民の理解は重要と考えます。住民全体を対象に、国保のしくみや現状が良く説明され、理解が得られるように運営していただきたいと考えます。

①委員を公募制にしてください。

【回答】

平成31年1月1日から3年間の任期で新たな委員を委嘱しております。

白岡市国民健康保険条例第2条第1項第1号に規定する被保険者を代表とする委員につきましては、4名のうち3名を公募による委員としております。

②公聴会を開くなど市民の意見が十分反映するよう運営の改善に努力してください。

【回答】

国民健康保険運営協議会の委員は、被保険者を代表する者、保険医又は保険薬剤師を代表とする者及び公益を代表する者につきましては、委員数を三者同数とし、それぞれの立場の利害を調整して、国保事業の運営の運営に関する重要事項を審議していただいております。

公聴会の開催などの予定はございませんが、市民の意見が十分反映するような運営につきましては、他市町村の運営協議会における事例等を研究してまいりたいと考えております。

(7) 保健予防事業を拡充してください。

健康を阻害する要因は、自然環境の改善とともに、経済的格差や労働環境の改善など多くの要因があると考えます。健康づくりは住民とともに取り組むことが重要と考えます。

①特定健診の本人負担を無料にしてください。

【回答】

特定健康診査の受診率を向上させるための取組として、対象者が受診しやすい体制を整えるため、今年度から自己負担なく、無料で受診できるようにしております。

②実施期間などの延長や健診項目の追加など制度を拡充してください。

【回答】

実施期間の延長につきましては、従来6月1日から11月30日までの実施期間を医師会と調整により、昨年度から市内の医療機関の実施期間を12月20日までとしております。

特定健康診査等につきましては、久喜市、蓮田市、宮代町の3市1町の相互乗入れで実施していることから、今後も受診しやすい体制を整えるため、市外の個別医療機関を含め、実施期間の延長に努めてまいります。

健診項目につきましては、国が定める健診項目以外に、貧血、腎機能、心電図を追加しております。

③住民の健康づくり・保健予防活動の推進をはかるため、保健師を増員してください。

【回答】

当市では、平成26年度に白岡市健康増進計画を策定し、5年間の実施計画に基づいて市民の健康づくりの推進を図っているところです。今年度、計画期間満了に伴い、白岡市健康増進計画、食育推進計画を一体化した新たな計画を策定しているところです。今後もこの計画に基づき住民の健康づくり、保健予防活動を推進してまいります。計画を推進するためにも、保健師については、今後、計画的に増員できるように採用を検討してまいります。

④個人情報の管理に留意してください。

【回答】

個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び白岡市個人情報保護条例（平成7年白岡町条例第21号）の規定に準拠し、その取り扱う個人情報の漏えい、滅失又はき損の防止その他の個人情報の適切な管理に努めてまいります。

2 後期高齢者の受療権を保障してください。

ひとり暮らしの高齢者や低所得の高齢者が増えています。経済的理由などによりためらうことなく、受診につながる対応が重要と考えます。

(1) 滞納世帯であっても資格証明書、短期保険証は発行しないでください。

【回答】

保険料を滞納している被保険者には、早期に電話連絡をして状況把握に努め、適切に対応してまいります。短期保険証の有効期間は4か月となっておりますが、通常の保険証と同様に使用できます。なお、資格証明書は交付しておりません。

(2) 健康長寿事業を拡充してください。

【回答】

埼玉県後期高齢者医療広域連合におきまして、歯科健診結果を活用したフレイル対策及び生活習慣病重症化予防等の保健事業等を実施しており、市も広域連合と連携し、保健事業の実施に協力してまいります。

(3) 特定健診、人間ドック、ガン健診、歯科健診を無料で実施してください。

【回答】

国民健康保険と同様の内容で健康診査及び人間ドックの検査費用の助成を実施しております。なお、健康診査につきましては、本年度から被保険者の自己負担金を無料としております。

また、平成28年度からは後期高齢者医療広域連合におきまして、歯科健診を実施しております。これらの健診事業及び健康に関する周知啓発に引き続き努めてまいります。

がん検診につきましては、大腸がん検診、乳がん検診、子宮頸がん検診の対象年齢を区切ったうえで、無料クーポンを発行しております。

2 だれもが安心して介護サービス・高齢者施策を受けられるために

1、地域支援事業・介護予防事業の財政確保と体制は、自治体が主体者として責任を果たしてください。

(1) 必要な財政確保をおこなってください。

第7期介護保険事業が1年を経過し、地域支援事業及び介護予防・日常生活支援総合事業費は予想どおりに推移していますか。予想どおりとなっていない場合、その事業と内容、原因、対応を教えてください。また、地域支援事業の予算が予想を超えた場合でも必要なサービスは維持してください。

【回答】

当市では、平成28年度から総合事業において、国と同基準のサービスのほか緩和型の市独自のサービスAや短期間で生活機能向上を目的とする通所型サービスCを実施しております。

これらの利用実績につきましては、平成28年度は162人、平成29年度は1,606人、平成30年度は2,328人と増加しており、このサービス利用の増加に伴う予算措置を講じるなど、必要なサービス提供が低下することのないよう努めております。

(2) 地域支援事業・介護予防事業は、委託事業者に頼らず独自の体制をとってください。

地域支援事業・介護予防事業のA類型・B類型の担い手づくりが、それぞれどのようにおこなわれているか、その養成方法と規模、実際の担い手になっている人数と事業の数、今後の推移も教えてください。

【回答】

当市では介護保険のフォーマルサービスとして、通所介護、訪問介護のサービスに事業所規模や従業員資格要件等の緩和型、いわゆるサービスAを実施しており、利用者は、サービス内容を維持したまま安価なサービスが受けられます。現在この緩和型サービスを実施している事業所は、4月1日現在で通所型は5事業所、訪問型は5事業者がごさいます。

現在当市では一般介護予防事業のなかで、市民ボランティアを指導員として養成し、地域への指導員派遣事業を実施しています。また、指導員養成カリキュラムを使用した研修を地域活動者向けに実施することにより、地域住民が主体となって介護予防教室を運営できるよう支援を行っております。

これらの事業から、住民主体となるB類型の事業の担い手づくりにつながることを期待されます。

2 訪問・通所介護の総合事業は、現行相当サービスを確保するとともに、サービス提供事業所の確保と運営への支援を行なってください。

(1) 総合事業においては専門家による支援体制を維持した現行相当サービスを確保し、利用者の機能が低下しないようにしてください。

【回答】

総合事業においては平成28年度から、現行相当サービスを実施しており、本年度におきましても、これまでの既存の指定介護サービス事業所が引き続き現行サービスを提供しております

- (2) 介護従事者の処遇を維持・改善し、事業者の経営を安定させるため、介護予防・生活支援サービスの単価については、訪問介護員(介護福祉士、初任者研修終了者などの有資格者)が、サービスを提供した場合は、従来の額を保障してください。

【回答】

介護予防・生活支援サービスの単価につきましては、国の報酬単価を参考にして、設定しております。

3 高齢者が在宅で暮らすための必要な支援をおこなってください。

- (1) 高齢者の自立支援・重度化防止がいられていますが、高齢者の身体機能向上に重点化した施策に特化しないでください。

高齢者の身体機能向上は生活のためのひとつの要素となりますが、高齢者の在宅支援のための多方面からの支援策が必要です。自治体の高齢者の在宅支援の重点施策を教えてください。

【回答】

当市では、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを最期まで続けていくために、住まい・医療・介護・予防・生活支援が日常生活の場で途切れることなく提供できるよう、地域包括ケアシステムの構築・深化に努めております。生活支援体制整備については、第1層協議体による、定期会合や勉強会を行い、地域に共通する課題への対応や生活を支える体制づくりを推進します。また、久喜市・蓮田市・宮代町との3市1町で、南埼玉郡市医師会及び東埼玉病院と業務委託契約を締結し、介護医療連携拠点となる窓口の設置や、医療関係者と介護従事者の連携など、医療と介護を必要とする方に包括的かつ継続的な在宅医療を提供するための事業を推進しております。

- (2) 認知症の方、認知症の方にかかわる方への支援を強化してください。

認知症当事者への支援策として効果を発揮している自治体のとりくみを教えてください。また、認知症の方にかかわる方への支援策で好評なものを教えてください。

【回答】

認知症施策といたしましては、認知症サポーターの養成や認知症カフェの開催、はいかい高齢者声かけ模擬訓練などを行い地域の方々に認知症への理解促進を図っております。

- (3) 在宅生活を保障するための定期巡回24時間サービスの拡充をはかってください。

定期巡回24時間サービス提供をおこなうにあたっての課題と、課題克服に必要なことを教えてください。

【回答】

課題については、介護労働者の人材不足が原因と考えており、課題克服のためには、人材確保のための施策が必要です。

県が実施している人材確保の施策を市民に周知する等、県と協力して介護労働者の人材確保に努めるとともに、当市の第8期介護保険事業計画においても、定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の整備について記載を検討してまいりたいと考えております。

4 介護労働者の人材確保と良質な介護サービスの提供を保障してください。

- (1) 介護労働者の処遇改善について、独自の補助制度を設けるなど施策を講じてくださ

い。また、国に対して介護報酬加算ではなく、一般財源による国の責任で処遇改善を図るよう要請して下さい。

介護労働者の人手不足は、介護保険制度の運営の根幹にかかわる問題です。人材の確保と定着に向けた独自の処遇改善施策を行なってください。また、2019年4月より「働き方改革関連法」の施行にともなう労働時間上限規制や年休の計画取得などが実施されます。

法令遵守の徹底と、事業主への法律施行にともなう具体的相談援助をおこなってください。

【回答】

人材の確保と定着は必要な施策かと存じますが、当市独自の処遇改善施策は予定しておりません。

介護職員の処遇改善につきましては、平成23年度まで介護職員処遇改善交付金として交付され、一般財源で賄われておりましたが、平成24年度から介護職員処遇改善加算として介護報酬に組み入れられたものです。処遇改善が恒久的な制度として財源的に安定するための、交付金（一般財源）から加算への移行でありますので、国に対して一般財源で処遇改善を図るような要請はいたしません。

法令遵守につきましては、市内の地域密着型サービス事業所に周知を図り、事業所から相談があった場合には、対応してまいりたいと存じます。

(2) 介護職種の技能実習制度活用は、慎重に対応してください。介護分野での技能実習制度および特定技能実習制度の利用状況を把握してください。

技能実習制度は、先の臨時国会でも外国人労働者の「人権侵害」問題が取り上げられています。また人手不足現場の低賃金、長時間労働を改善しないまま、安く使える労働者を増やすものとして懸念されます。介護労働現場は、認知症の方への対応など専門的なアプローチが必要です。利用者にとっても不都合が起きかねない技能実習制度は、慎重に対応してください。

【回答】

介護労働者の人手不足は深刻な問題となっておりますが、安易に技能実習制度を活用することは控えたいと考えております。

また、介護分野での技能実習制度及び特定技能実習制度の利用状況の把握に努め、注視してまいりたいと存じます。

(3) 介護労働者へのハラスメント防止策の徹底をおこなってください。

介護労働現場におけるハラスメントは、使用者と労働者、利用者、利用者家族などで起こりえます。ハラスメント防止策としておこなっていることを教えてください。

【回答】

平成30年度厚生労働省老人保健健康増進事業において、「介護現場におけるハラスメント対策マニュアル」が作成されました。当市では、介護事業所におけるハラスメント防止策の一助となるよう、地域密着型サービス事業所、居宅介護支援事業所及び地域包括支援センターに対し、本マニュアルを周知しています。

5 特別養護老人ホームなどの増設と、制度改善をおこなってください。

(1) 特別養護老人ホームなどを増設してください。

特別養護老人ホームの待機者が多数いること、高齢者人口が増える状況からも、引き続き特別養護老人ホームや小規模多機能施設等福祉系サービスを増やしてください。

【回答】

当市の特別養護老人ホームにつきましては、平成28年4月1日にずいせん長寿村が開所し、市内に4か所整備されております。また、近隣市町においても特別養護老人ホームの開所が相次いでおり、当市における特別養護老人ホームに対する需要は概ね満たされていると考えております。

また、小規模多機能施設等福祉系サービスにつきましては、令和2年度中に開設する看護小規模多機能型居宅介護事業所の公募中でありまして、整備をすすめてまいりたいと存じます。

(2) 低所得者でも入所できるよう国に要望してください。

特別養護老人ホームなどの利用に頼らざるを得ない高齢者が、財政的困難を理由として施設利用を断念することのないよう、低所得者でも入所できるような制度運用を国に要望してください。

【回答】

施設サービス費の金額は、法令等により定められており、当市においてもその定められた中での制度運用を行っております。

財政的に困難な方の施設入所に関する相談があった場合は、施設入所時の居住費、食費が減額される「特定入所者介護サービス費」等の制度説明を行い、対応しております。

(3) 要介護1・2の方で入所拒否が起こらないよう、厚労省通知を徹底してください。

平成29年3月29日厚労省老健局高齢者支援課長通知のとおり、要介護1・2の方の特養入所判断において、入所希望者の要望や生活事情等に寄り添い、施設側が独断で拒否しないよう行政の責任で徹底を図ってください。

【回答】

埼玉県特別養護老人ホーム優先入所指針において、介護1・2であっても施設への特例な入所の要件に該当する場合は、入所申込みの受付をすることができるとされておりますので、施設側が独断で拒否せず、特例的な入所に該当するか否かを判断するよう指導しており、今後も引き続き、同様に対応してまいります。

6 新たな保険者機能強化推進交付金は、利用者本位に対応してください。

(1) 2018年度の保険者機能強化推進交付金の金額と用途を教えてください。

【回答】

2018年度の保険者機能強化推進交付金の金額は717万円でした。

交付金の用途につきましては、通所型サービスCである「いきいきアップ教室」や、訪問型サービスA、通所型サービスAといった介護予防・生活支援サービス事業に交付金の全額を充当しております。

(2) 2019年度の保険者機能強化推進交付金の見込額と用途を教えてください。

【回答】

2019年度の保険者機能強化推進交付金の額は、前年度と同額程度と見込んでおります。

交付金の使途につきましては、2018年度と同様に、介護予防・生活支援サービス事業に交付金の全額を充当することを予定しております。

(3) この交付金は、要介護認定率の変化など加点につながる評価指標がありますが、機械的な対応はしないでください。

【回答】

当市は、適正な指標を評価し申請しております。

7 介護保険料を引き下げてください。

(1) 1号被保険者の介護保険料を引き下げてください。

介護保険料改定のたびにほぼ引き上げられている介護保険料を、一般会計からの繰入などにより引き下げてください。

【回答】

介護保険料につきましては、介護保険事業計画期間の3年間における介護サービス給付費総額の見込みや被保険者数の見込みに基づいて算定しており、当市独自の施策による引下げは予定しておりません。

(2) 低所得者への独自の保険料軽減を拡充してください。

統計不正問題で明らかなように、労働者、国民の所得が増えていません。低所得者が増大しており、保険料が引き上がる中では、独自の保険料軽減が必要です。非課税・低所得者、単身者への保険料免除など大幅に軽減する減免制度の拡充を行なってください。

【回答】

低所得者への保険料の軽減につきましては、介護保険法施行令の改正に伴い、第1段階から第3段階の被保険者の介護保険料を引き下げたところです。

減免につきましては、災害による財産の著しい損害や、疾病や失業等による収入の著しい減少等の特別な事情により、負担能力が著しく低下し、保険料の全額負担が困難であると認められる場合に対応しますが、非課税・低所得者、単身者へ一律に保険料免除などを行う減免制度の実施は予定しておりません。

(3) 介護保険料の滞納者への制裁措置は行なわないでください。

所得が増えないなかでの、滞納制裁は滞納の抜本的解決にはなりません。制裁ではなく納付の相談を保険料軽減含め対応してください。

【回答】

介護保険料の滞納者への対応につきましては、臨戸催告を実施する等して、納付の相談を中心に事務を行っているところですが、生活に余裕のある滞納者につきましては、制度の公平性を確保するため、滞納処分（差押）を実施する可能性があります。

(4) 第7期介護保険事業計画の進捗状況を教えてください。

第7期保険事業計画で重視する点と、計画の進捗を教えてください。被保険者数が増加しているなかでも、給付総額が減少している自治体では、どのようなとりくみをおこなっ

ているか教えてください。

【回答】

第7期介護保険事業計画では、地域包括ケアシステムの深化を目指して、地域支援事業の充実を重視し、訪問型サービスAや通所型サービスA、通所型サービスCといった介護予防・生活支援サービス事業の利用者の増加を計画しており、概ね計画どおり推移している状況です。

なお、本市では、被保険者数の増加に伴い、給付総額も増加しています。

8 利用料の減免制度の拡充を行ってください。

「保険あって介護なし」と言われる状況がひろがっています。利用したくても利用料負担が重くのしかかっています。利用しやすい減免制度と低所得の方へのきめ細やかな対応のできる減免制度としてください。

【回答】

本市では、介護サービス利用料の減免制度として、災害減免、所得減少減免、生活困窮減免を実施しておりますが、これらは、国の考え方に基づく減免制度であり、現行制度の拡充は困難な状況です。

なお、市独自の事業として、住民税非課税世帯に対し、自己負担した利用料の一定額を助成する「居宅介護サービス費助成事業」がございます。

9 高齢者の尊厳を尊重する支援をひろげ、虐待防止策の充実を図ってください。

包括支援センターなど、高齢者虐待の相談件数と深刻な相談への対応を教えてください。虐待防止として有効な方策を教えてください。

【回答】

本市の地域包括支援センターにおいての虐待に関する相談件数は昨年度で19件（日勝13件・篠津大山6件）ございました。通報等により虐待が疑われる情報が入りましたら、相談内容を精査し虐待防止マニュアルに基づき、市職員が48時間以内に現地に出向いて状況調査を行います。警察や医療機関など関連部署と連携を行い、緊急を要する場合は加害者からの避難措置を取るなどの対応を行います。防止策の有効な方策としては、本人や擁護者からの権利擁護の相談窓口として、地域包括支援センターが見守り体制を整えております。また埼玉県が実施しております擁虐待伝言ダイヤルを周知するなど相談窓口の充実に努めております。

3 障害者の人権とくらしを守る

1 障害者地域生活支援拠点事業について、安定した予算措置をしてください。

生まれ育った地域で、安心して暮らせるためには、しっかりとした財政的なバックアップが必要です。

(1) 進捗状況を教えてください。

【回答】

本市では、地域生活支援拠点の整備に向け、近隣3市2町で構成する地域自立支援協

議会と連携しながら、整備目標を令和2年度末として検討を重ねております。

(2) 民間任せではなく、行政として体制整備、基盤整備の予算化を進めてください。

【回答】

地域生活支援拠点等の機能や体制等が明らかになりましたら、それに対応した予算確保に努めてまいります。

(3) 入所の機能を持った施設を拠点とし、地域で安心して暮らせるようにしてください。

【回答】

国は、短期入所を活用した緊急受入体制を確保することを想定していることから、これを踏まえた地域生活支援拠点の整備に努めてまいります。

(4) 当事者の声を反映する事業としてください。

【回答】

拠点の機能の検討に当たり、圏域内の通所施設利用者に対するアンケート調査を実施しております。引き続き当事者のニーズを把握しながら地域生活支援拠点等の整備に向けて努めてまいります。

<参考>

障害者地域生活支援拠点事業の地域での取り組みについて（国の方針）

各地域の抱える課題に応じて、居住支援のための機能（相談、体験の機会・場、緊急時の受入れ・対応・専門性、地域の体制づくり）を地域に整備していく。

必要な居住支援の機能の整備について、協議会等の議論を踏まえ、障害福祉計画に推進する。

平成29年度末までに各市町村は各圏域に少なくとも1つを整備することを基本とする。

① 「多機能拠点」を整備する方法【多機能拠点整備型】

○GH併設型

○単独型

② 面的に機能を整備する方法【面的整備型】

② 障害者支援施設の活用 等

2 障害者の暮らしの場を保障してください。

障害者・家族の実態を把握して、整備計画をたて、行政として、補助をしていくことが求められています。

(1) 障害者支援施設だけでなく、グループホームへの入所希望者も把握してください。

【回答】

将来的な暮らしの場の希望などは、障害者福祉サービス申請時や区分認定調査時等、機会を捉えて聞き取りをしております。

(2) それにともなって、具体的な整備計画をつくってください。

【回答】

居住系サービスの確保については、近隣市町で活動するNPO法人や社会福祉法人等の動向の把握に努め、グループホーム等の設置を継続的に働きかけていくとともに事業者に対する情報提供を行い、事業者の参入を促進するよう努めてまいります。

- (3) 点在化している明日をも知れない老障介護（80歳の親が50歳の障害者を介護・90歳の親が60歳の障害者を介護しているなど）家庭について、緊急に対応ができるように、行政としての体制を整えてください。

【回答】

地域生活支援拠点の整備について、地域の実情に合った体制、機能の確保を目指して、協議を進めております。

3 重度心身障害者等の福祉医療制度を拡充してください。

医療の助成は、命をつなげる大切な制度です。受診抑制にならないように充実させることが必要です。

- (1) 所得制限、年齢制限を撤廃すること。一部負担金等を導入しないでください。

【回答】

県は所得制限導入の理由について、「応能負担により対象者を真に経済的な給付を必要とする低所得者に限定し、負担の公平性を図る必要がある。また、他の二つの福祉医療においても同様の趣旨から所得制限を導入している。」としております。本市としては、県の交付要綱に基づいて事業を実施しております。

- (2) 医療費の現物給付の広域化を進めるために、近隣市町村・医師会等へ働きかけてください。

【回答】

本市では平成29年1月診療分から、市内指定医療機関における現物給付を実施しています。広域については、近隣市町と情報共有を行いながら、連携して対応してまいります。

- (3) 精神障害者は1級だけでなく2級まで対象としてください。

【回答】

この事業は、埼玉県重度心身障害者医療費支給事業補助金交付要綱に基づき実施しているため、埼玉県や県内自治体と連携しながら、その実施内容を検討していきたいと考えております。

4 障害者生活サポート事業について、未実施自治体では実施を、実施自治体では拡充してください。

利用者にとって、メニューが豊かな制度です。負担や時間制限がネックにならないことが大切です。

- (1) 県単事業の障害者生活サポート事業を未実施市町村は実施してください。

【回答】

障害児（者）生活サポート事業については、埼玉県の補助要綱に基づき実施しており

ます。

(2) 実施市町村は利用時間の拡大など拡充してください。

【回答】

この事業は県の補助要綱に基づき実施しているため、埼玉県や県内自治体と連携しながら、その実施内容を検討していきたいと考えております。

(3) 成人障害者への利用料軽減策を講じるなど、制度の改善を検討してください。

【回答】

この事業は県の補助要綱に基づき実施しているため、埼玉県や県内自治体と連携しながら、制度の改善等についても検討していきたいと考えております。

(4) 県に対して補助増額や低所得者も利用できるよう要望してください。

【回答】

この事業については、利用者からも大変支持されており、今後もこの事業を継続していくために、県には毎年、補助金の拡大についての要望を行っております。

5 福祉タクシー制度などについて拡充してください。

移動の自由を保障する制度です。市町村事業になり、市町村格差が生まれています。

(1) 福祉タクシー制度やガソリン代支給制度は3障害共通の外出や移動の手段として介助者付き添いも含めて利用できること。また、制度の運用については所得制限や年齢制限などは導入しないようにしてください。

【回答】

当市では介助者付き添いも含めて利用でき、所得制限、年齢制限などは設けておりません。

(2) 地域間格差を是正するために近隣市町村と連携を図るとともに、県へ働きかけ、県の補助事業として、復活することをめざすようにしてください。

【回答】

この事業については、障害を持つ方の社会参加の促進につながることから、県に対しては、補助事業の復活について、機会を捉えて要望してまいります。

6 災害対策の対応を工夫してください。

ここ数年、災害が頻繁に起きています。他の地域の教訓を生かして、事前にしっかりと対応していくことが求められています。

(1) 災害時要支援者名簿の枠を拡大してください。家族がいても、希望する人は加えてください。

【回答】

当市の避難行動要支援者名簿に記載する者の範囲については、避難支援が必要な方は「その他支援を必要とする者」として名簿に登録することができます。

(2) 福祉避難所を整備し、直接福祉避難所に入れるように登録制など工夫してください。

【回答】

福祉避難所については、市防災計画においては二次避難所として位置づけております。福祉避難所の整備やその運営方法などについては、庁内はもとより関係機関と連携して検討してまいります。

(3) 避難所以外でも、避難生活している人に、救援物資が届くようにしてください。

【回答】

救援物資は、各避難所ごとの要望や配布状況の把握のため、避難所において、配布することとしております。

避難所以外での避難生活を送られる方におかれましても、家族や支援者等を通じて、避難所にて救援物資の配布及び情報提供を行うとともに、被災状況等の把握にご協力いただくようお願いいたします。

(4) 災害時、民間団体の訪問を目的とした要支援者の名簿の開示を検討してください。

【回答】

当市では、災害時の避難行動要支援者名簿情報の提供については、避難行動要支援者の生命又は身体を保護するために特に必要があるときには、避難支援等の実施に必要な範囲で、避難支援等関係者その他の者に名簿情報を提供することができます。

4 子どもたちの成長を保障する子育て支援について

1 公立保育所又は認可保育所の拡充で、待機児童を解消してください。

(1) 待機児童の実態を教えてください。

①潜在的な待機児童も含め希望したのに認可保育所に入れない待機児童数(4/1時点)の実態を教えてください。

【回答】

平成31年4月1日現在の保育所等待機児童数は、18人となっております。利用申請数686人のうち、入所児童数は649人であり、潜在的な待機児童19人を含む37人が入所保留児童となっております。

潜在的な待機児童の内訳といたしましては、①「家庭的保育事業に類する保育や、幼稚園における長時間預かり保育を利用している児童」が0人、②「保護者が求職活動を休止している児童」が7人、③「他に入所可能な保育所等があるにも関わらず特定の保育所を希望し、保護者の私的な理由により待機している児童」が5人、④「保護者が育児休業中の児童」が7人となっております。

②既存保育所の定員の弾力化（受け入れ児童の増員）を行なった場合は、年齢別の受け入れ児童総数を教えてください。

【回答】

平成31年4月1日現在の既存保育所の定員は、641人となっております。定員の年齢別の内訳といたしましては、0歳児が50人、1歳児が120人、2歳児が125人、3歳児が115人、4歳児が115人、5歳児が116人です。

定員の弾力化が可能なすべての既存保育所につきまして、受け入れ増員の協力をいた

だいており、弾力化後の受け入れ可能人数は、710人(+69)となっております。定員の年齢別の内訳といたしましては、0歳児が57人(+7)、1歳児が141人(+21)、2歳児が149人(+24)、3歳児が121人(+6)、4歳児が121人(+6)、5歳児が121人(+5)です。

(2) 待機児童解消のために、公立保育所又は認可保育所を増設してください。

①待機児童解消のための対策は、公立保育所の維持と認可保育所の増設を基本に整備をすすめてください。

【回答】

当市においては、年々保育所の利用申込みが増加していることや、10月から幼児教育・保育無償化が実施されること、平成30年度に実施したアンケート調査の結果等を踏まえ、第2期「白岡市子ども・子育て支援事業計画」を策定する中で検討しているところでございます。そのなかで、引き続き、現在の市内3つの公立保育所を維持していくとともに、4つの私立保育所、及び6つの私立小規模保育事業所の協力を得ていく必要があると考えております。

さらに、利用申込みの増加に対応し、待機児童の状況を改善するために、市といたしましては、認可保育所等の設置に向けて検討してまいりたいと考えております。

②育成支援児童の受け入れ枠を増やして、補助金を増額し必要な支援が受けられる態勢を整えてください。

【回答】

育成支援児童の受入れにあたりましては、枠の制限があるものではございませんが、保育士の配置を手厚くするなど、児童の発達に応じた必要な支援を提供できる体制を整えてまいりたいと考えております。

また、補助金の増額につきましては、市の財政状況から、現時点では独自補助は困難と考えますので、国へ要望してまいりたいと考えております。

③認可外保育施設が認可施設に移行する計画の場合は、施設整備事業費を増額して認可保育施設を増やしてください。

【回答】

認可施設移行に伴う施設整備事業費の増額につきましては、国が毎年度、補助額の増額を行っております。一方、市の財政状況から、現時点では独自補助は困難と考えますので、国に対し、さらなる増額対応を要望してまいりたいと考えております。

2 待機児童をなくすために、保育士の処遇を改善し、増員してください。

待機児童を解消するためには、保育士の確保が必要です。保育士の離職防止も含めて、自治体独自の保育士の処遇改善を実施してください。

【回答】

保育士を自治体間で取り合うような独自の処遇改善は好ましくありませんが、離職防止や保育体制の充実を図るための保育士全体の処遇改善は、必要であると考えております。

今後も、保育士の確保に際しましては、適正な人員確保に努めていきたいと考えてお

ります。

なお、「自治体独自の保育士の処遇改善」につきましては、保育士への家賃補助や試験手数料の補助等、市独自の支援策も非常に有効であると考えてはおりますが、財政的な負担を考えますと、埼玉県社会福祉協議会が実施している、保育士を目指す学生への入学貸付や保育所へ再就職する潜在保育士への就職準備金貸付事業を活用することがよいのではないかと考えております。

市といたしましては、引き続き、この貸付事業の案内や周知を市民や保育士の方々へ行ってまいりたいと考えております。

3 保育・幼児教育の「無償化」に伴って、給食食材費の実費徴収などが子育て家庭の負担増にならないようにしてください。

消費税は生活必需品に一律にかかる税で、所得が低い人ほど負担割合が高くなる特徴を持った税制度であり、保育料が高額である0歳～2歳児の世帯は消費税だけがのしかかることとなります。また、「無償化」により3歳児以降の給食食材料費（副食費）が保育料から切り離され実費徴収化されます。

(1) 子育て世帯の負担増にならないよう軽減措置を講じてください。

【回答】

保育所に入所している3歳児以降（2号認定こども）の副食費が施設からの徴収となることに伴い、国は、低所得世帯等への配慮として、年収360万円未満相当の世帯については、副食費を免除し、その分は施設給付に加算することとしています。

副食費の額につきましては、質の担保された給食を提供するために月額4,500円を目安に各保育施設が今後、設定することになります。

このため、各施設が設定する副食費が4,500円を極端に超えて高額とならないよう、施設と連携を図ってまいりたいと考えております。

なお、市では、副食費の免除対象者ではない世帯（年収360万円以上相当の世帯）につきましては、従来から副食費を含めた保育料を設定しており、無償化に伴う世帯の負担増とはなりませんので、市独自の軽減措置は予定しておりません。

4 保育の質の低下や格差が生じないように、公的責任を果たしてください。

すべての子どもが平等に保育され、成長・発達する権利が保障されなければならないためには国や自治体などの公の責任が必要不可欠です。この度の法改正で認可外保育施設は、5年間は基準を満たさない施設も対象となります。自治体独自の基準を設けて厳格化し、安心安全な保育が実施されなければならないと考えます。

(1) 研修の実施や立ち入り監査など、指導監督に努めてください。

【回答】

市内に7か所ございます認可外保育施設に対しましては、毎年立ち入り監査を実施し、国の定めた基準を満たすよう、指導監督を行っております。監査結果につきましては、各施設とも概ね基準を順守しているところです。

施設が基準を満たし、安心安全な保育が実施されるよう、引き続き指導監督を行ってまいりたいと考えますが、現時点では市内には重大な基準違反となる施設はございませんので、市独自の基準による厳格化は予定しておりません。

(2) 保育所の統廃合や保育の市場化、育児休業取得による上の子の退園などで保育に格差が生じないように必要な支援を行なってください。

【回答】

保育所での保育については、子ども・子育て支援新制度開始後も引き続き、市町村が保育の実施の義務を担うこととなっております。

当市においては、年々保育所の利用申込みが増加していることから、現在の市内3つの公立保育所を維持していく必要があると認識しており、引き続き、育児休業取得による上の子の退園などによる保育の格差が生じないように配慮してまいります。

【学童】

5 学童保育を増設してください。

学童保育の待機児童を解消し、必要とするすべての世帯が入所できるようにするために、また「1支援の単位40人以下」「児童1人当たり1.65㎡以上」の適正規模の学童保育で分離・分割が図れるように予算を確保して援助して下さい。

【回答】

当市では、待機児童の解消のため、今年度40人定員の学童保育所を整備しますが、今後も保育需要を見極めながら検討・整備してまいりたいと考えております。

6 学童保育指導員を確保し、処遇改善を行ってください。

厚生労働省は学童保育指導員（放課後児童支援員）の処遇改善を進めるために「放課後児童支援員等処遇改善等事業」「放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善事業」を施策化していますが、県内で申請している市町村は、「処遇改善等事業」で37市町（63市町村中59%）、「キャリアアップ事業」で23市町（同37%）にとどまっています。指導員の処遇を改善するため、両事業の普及に努めてください。

【回答】

当市では、指定管理者と連携して放課後児童支援員の処遇改善を図るとともに昨年度から国の「処遇改善事業」を活用しています。今後は「キャリアアップ処遇改善事業」も活用できるよう検討してまいりたいと考えております。

7 政府に対して、自らが定めた「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」について、規制緩和を行うことのないように働きかけてください。

【回答】

「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」の参酌化に関しましては、当市では、保育の質の低下が懸念されるため、これまでの放課後児童支援員の配置基準を緩めない方針です。

【子ども医療費助成】

8 子ども医療費助成制度の対象を「18歳年度末」まで拡大してください。

本来子ども医療費助成制度は国の制度とするべきであると考えます。また、埼玉県も制度を拡充し、当面は中学3年まで助成すべきであると考えています。

(1) 子ども医療費の無料化を「18歳年度末」まで拡充している場合は、引き続き継続してください。まだ行っていない場合は、実施を検討して下さい。

【回答】

当市では平成29年1月から対象年齢を拡大し、18歳年度末までとして助成しております。

(2) 国や県への要請を行なってください。

【回答】

国や県への要望は毎年おこなっており、今後も要望を続けてまいります。

5 住民の最低生活を保障するために

1 生活保護の「しおり」をカウンター上などに置いて、住民の皆さんが自由に手に取れるようにしてください。

(1) 「しおり」には、①憲法第25条、生活保護法の法的根拠が記載され憲法上の権利を明確に明記すること、②保障されるのは「健康で文化的な生活」であること、③利用者の義務だけでなく、権利を明記していること、④保護決定は原則14日以内、長くとも30日以内であること、⑤扶養義務は保護の要件でないこと、⑥保護の基準額、加算など具体例で明示すること、などを明記してください。

【回答】

生活保護の受給をためらうことでのちに關わる事件が起こらないように、生活保護制度を紹介する「しおり」を作成のうえ、利用者の権利について説明を行っております。先進事例を研究のうえ、より理解しやすいものとなるよう検討してまいります。

(2) 制度が知られていないために誤解や偏見が生じ、生活に困窮した場合でも、生活保護制度に行きつかない、必要な他の法令や施策を利用できない事態も生じています。生活保護制度への正しい理解で、必要な人の制度利用が進められるようにしてください。

【回答】

生活保護を必要としている方に適切に制度を利用いただくために、生活相談の段階から生活保護制度の説明を丁寧に行うとともに相談者の状況を十分に把握した上で活用可能な社会資源の検討を行っております。

また、相談や助言を行う現業員の対応力向上を図るため、各種研修等へ積極的に参加しております。

2 生活保護の申請者に対しては、直ちに申請書を交付し、受理してください。申請拒否と疑われることのない対応をしてください。

「家族・親族に相談してから」「求職活動をやってから」「家や車を処分してから」など、水際作戦と疑われる対応がいまだに行われているところがあります。制度の説明後には、直ちに申請の意思を確認し、申請書の交付、受理をしてください。指導、調査等は、申請受理後に行ってください。

【回答】

相談に来られた方には、生活状況を把握したうえで他法他施策の活用について適切な
要望書 19

助言を行い、生活保護の制度説明を十分に実施し、申請意思を確認いたします。

申請意思が示された方には申請書を速やかに交付し、申請手続の御案内をいたします。その際、病状などにより書面での申請が困難な方につきましては、口頭申請にも対応しております。

様々な生活状況下での相談がありますが、個別の状況に応じた懇切、丁寧な対応を心掛けており、水際作戦と疑われるような対応は実施しておりません。

3 保護利用者に交付される「生活保護決定・変更通知書」は、誰が見てもわかりやすい書式にしてください。

現在保護利用者に交付されている「保護決定・変更通知書」には支給額のみ印字であり、扶助費の明細、計算方法などが全く分からず、過誤払いや過少払いが多発する原因ともなっています。2019年10月からの保護基準改定により、計算がより複雑になり、現業職員は説明を求められても明確な回答ができない状態です。こうしたことをなくすために、「保護決定・変更通知書」は扶助費の明細、計算方法などを明記しわかりやすい書式に変えてください。

【回答】

保護開始決定通知書の様式については、白岡市生活保護法施行細則第4条第1項第1号に規定しており、生活扶助を始めとした各扶助項目の額や最低生活費等を示し、決定に至る過程を明確にしたものとしております。

また、扶助費の明細や計算方法に関する疑問等にも丁寧に対応してまいります。

4 ケースワーカーを増員するとともに、専門職としての研修を充実させ、親切・丁寧な対応ができるようにしてください。

毎年の資産調査や要保護世帯の状況の複雑化によって現業職員の負担が増えています。そのなかで未だに国が示す標準数に達していない福祉事務所が多くあります。また、研修が不十分なために、申請者や保護利用者に適切なアドバイス等が行われなことが往々に見受けられます。制度を習得するとともにケースワーク業務に誇りがもてるようにしていただきたいと考えています。このような事から、ケースワーカーの増員を行なってください。

【回答】

ケースワーカーは、多種多様な相談事例に対応し、相談者の状況に応じた適切な助言等を行わなければならないなど、幅広い知識や専門性が求められます。

そのため、厚生労働省が示すケースワーカーの標準数を充足させることはもとより、社会福祉士や社会福祉主事の任用資格を有した職員の配置についても人事部局に要望を続けております。現在は、標準数については充足しておりますが、人事異動に伴い社会福祉主事の任用資格のない者が配属になったことから、通信課程の受講により、任用資格取得に努めております。

また、ケースワーカーの対応力向上のため、県などが実施する研修や近隣の福祉事務所との合同研修へ積極的に参加し、困難事例が発生した際の対応方法の情報共有を図るなど、OJTにも努めております。

5 埼玉県の法外援護である修学旅行準備金、制服買替費用の支給に漏れがないようにし

てください。

法外援護の支給を知らずに、修学旅行の積立ができず修学旅行を断念する事態が起こらないように、対象世帯には文書で「お知らせ」を届け、説明を徹底してください。

【回答】

修学旅行準備金については対象者に説明を実施し、全員が申請済みです。制服買替費用については、埼玉県の法外援護は平成30年度で終了しております。今年度以後は、生活保護制度に基づいて制服買替費用の支給に対応してまいります。

6 自宅にエアコン等のない65歳以上高齢者のみ世帯、障害・傷病世帯、要介護度4以上の方のいる世帯、就学前の子どもがいる世帯等の「熱中症弱者」に、エアコン等冷房機器購入費の助成制度を創設するよう、国や県に要請して下さい。

近年地球温暖化によるともいわれる酷暑が列島を覆い、昨年7月には熊谷市で41.1度という、人の生存をも脅かしかねない高温を記録しました。同月に熱中症で救急搬送された人は全国で54,220人、埼玉県内は3,316人と全国4番目の多さですが、死亡した人は12人と全国最多となりました。今後も酷暑が予想される中で、低所得のためにエアコンなどを購入できない、また保有してはいるが電気代が心配で使えないと言った市民・町民の皆さんの命を守るために、助成制度の創設を国や県に要請してください。

【回答】

平成30年7月1日から家具什器費に冷房器具が加えられました。また、特別な事情がない生活保護世帯においては、従前どおり毎月の保護費のやり繰りの中で冷房器具の購入費用を賄うこととなりますが、必要に応じて購入に向けた家計管理の助言を行うとともに、社会福祉協議会の生活福祉資金貸付の利用を紹介し、貸付により購入できるよう支援を実施しております。

7 地域の生活困窮者の状況を把握し、積極的な施策を行なってください。

行政の各部署が連携して生活困窮者に対応できるよう、生活困窮者自立支援法を適切に利用して、生活保護が利用できる人を除外する事のないようにしてください。

【回答】

教育、税、人権担当などの庁内関係課や民生委員・児童委員などと都度連携を図り、生活困窮者の発見に努めており、生活困窮者自立相談窓口と生活保護担当窓口が情報共有を行うことにより、適切な支援を実施しております。